

各自治体（都道府県及び環境影響評価法施行令第 10 条に定める政令市）の状況

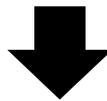
1 札幌市環境影響評価条例における放射性物質の適用除外規定（第 53 条第 1 項）

この条例の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しない。

2 各自治体の条例における適用除外規定の状況

	都道府県				政令市			
現行条例に適用除外規定あり (H26. 7. 8 全国環境影響評価担当 課長会議の資料より)	24 (回答した 47 都道府県中)				5 (回答した 17 政令市)			
上記の自治体の状況 (H27. 4. 10 時点)	削除しない	削除済	対応予定	検討中	削除しない	削除済	対応予定	検討中
	5 (北海道含む)	0	12	7	0	1	2	2

■ は札幌市の状況



条例で適用除外規定を有する政令市(札幌市を含む)は、何らかの対応を検討している。
また、適用除外規定を有しない政令市において、放射性物質を取扱わないとする市が 3 市ある。